

専門職高等教育質保証機構の 申請内容に係る論点

【全般】

- ・添付資料 11 のパブリックコメントにおいては、賛同する旨の大変良いコメントですが、更なる建設的な意見などは皆無だったのでしょうか。

→

パブリックコメントおよび専門職高等教育質保証機構（以下「機構」と略します。）内の検討委員会で、多数の建設的なご意見をいただきましたので、下記にいくつか追加します。

- ・現在認可されている専門職大学は網羅（機構内の検討委員会およびパブリックコメントには、今回申請した 3 分野に加えて全体像も示しました。）されているので、ここから、ということでもよろしいと思います。
- ・分野をあまり細かく分けると、それごとに限定された評価機関を作ることになるので、できるだけ包括的な分野としてスタートしたらよいと思います。分野をカリキュラムベースで見るのか、出口（学修成果）ベースで見るのかは、今後の課題だと思いますが、包括的なものでやっていくことが現実的だと思います。また、時代とともに分野の考え方も変わるだろうと思います。
- ・学修成果が領域Ⅰにあることが、特徴的だと思います。
- ・評価基準要綱を拝見しますと、最初に目的と学修成果があって、教育課程、教育方法があり、続く領域Ⅲが「教育研究上の基本組織」となっています。この領域Ⅲの文言だけ見ますと、機関別認証評価の内容に相当しており、中身を見ると分野別認証評価に求められる教員組織のことが書かれています。
- ・「国際性」は分野によって違いがあります。分野ごとの評価報告書では、領域Ⅱ、あるいは学修環境、学生の受け入れ、あるいは領域Ⅰなどの基準で評価することになるでしょう。国際的な視点・取組としては大学の特色として考えていくということは大変よいことだと思います。
- ・評価を受ける立場として、何のために評価するのか、誰に報告するのか、ということは、やはり、学生、これから入学しようとする人、それを受け入れる社会に対して、教育の質の保証をすることなのだと思いますが、それ自体が、まだ社会的に活用されていないのが大きな問題です。
- ・評価については、機関別と分野別の両者を受審しているわけですが、重複する部分がなんとかならないかな、と置いていたところでした。機関別評価は学校組

- 織・制度の面から見る評価、分野別はその人材がどういうふう to 社会に貢献できるかという評価です。評価の期間も 7 年ごと、5 年ごととなっていますので、評価機関にとっても、対象大学に大きな負担がないように、5 年周期で一緒に受審したらいいのではないかと考えています。次回は 5 年ごとに同時に受けようと考えています。ただ、この 5 年も長すぎると思いますので、継続的に評価という作業（自己点検・内部質保証）を定着させるためにも、中間的な評価もあってもよいのではないかと考えています。期間が長いと、人も学生も変わってしまい、評価に対する意識が薄れてしまう傾向になりやすいと思いますので、中間的な評価も組み合わせて、実質的に評価が行われ、意識的に学校経営ができていくのではないかと、受審する立場として考えているところです。
- ・国際認証だけでなく、国内の第三者的な別枠の評価をいかに付加価値として取り入れているかがポイントだと思います。大学改革支援・学位授与機構 (NIAD-QE) では機関別評価の第三サイクルから、内部質保証の項目で、第三者評価を受けた場合の結果への対応措置を参考情報として追加しました。国際的にもこの分野が認められている、あるいは国内の第三者からも評価されたということを、マニュアルに追記したほうがいいのではないのでしょうか。
 - ・認証評価で適合と認証された専門職大学院を修了した学生は、厚労省の教育訓練給付金を受けることができます。専門職大学が給付対象に入っていますから認証評価を受けることで、教育訓練給付金が受けられるというメリットがあると思います。(教育訓練給付制度の案内 <https://www.mhlw.go.jp/content/000800588.pdf>)
 - ・評価は、適合しているというだけでなく、特に優れている点をもう少し強調してもらおう方が、評価を受けたメリットが利害関係者への大きなアピール材料になるのではないかと考えています。大学のブランディングになるような、評価になるといいと思っています。
 - ・評価基準要領（添付資料 6-1）及び自己評価実施要領（添付資料 6-2）の第 1 章、基本的方針の f 項で、「国際的な高等教育の質保証に関する標準的な視点や手法との整合性をとり、国際的にも活用される評価を行う」とありますが、視点や手法が国際標準であることの具体はどのように計るのでしょうか。

→

機構の専門職大学院認証評価（ビューティビジネス分野および教育実践分野）では、評価基準要綱、自己評価実施要項および評価実施手引書（以下「三点セット」と略します。）は、すべて英訳し、専門職高等教育の質保証に取り組んでい

る機関との国際連携を推進しています。特に、交流協定を締結しているオーストラリア技能質保証機関（ASQA, Australian Skill Quality Agency, <https://qaphe.com/faq/interfaq/>）およびベトナム質保証機関（GDETA, General Department of Education Testing and Accreditation）との情報・意見交換を行なっています。将来は、「認定」の互換、すなわち、一方が認定した大学は、同水準にある他方の認定もクリアーしたものと取り扱う仕組みの構築を目指しています。さらに、機構が主催する国際シンポジウム（2019年11月26日および2022年1月27日 <https://qaphe.com/seminar/pastevent/>）では、Zita Mohd Fahmi 氏（マレーシア、クエスト国際大学、特命教授；EU 担当 ASEAN 質保証エキスパート；前 ASEAN 質保証ネットワーク事務局長）Christina Ng 氏（香港学術及職業資歴評審局、職業及專業資歴評審部、総主任/高級評審主任）および容繼業氏（社団法人台湾評鑑協会 理事長）とは、上記の三点セットを送付して内容を議論するとともに、将来の連携事業を検討しています。今後、専門職大学認証評価の三点セットについても英訳し、専門職大学院と同様に、連携事業を推進する予定です。

- ・対象となる大学数が1分野あたり1大学しかない分野もあるなど、評価対象校が非常に少ない印象がありますが、例えば1大学しかない分野について実際の評価活動の中で大学同士の比較検討ができない点はどのように補われるご予定でしょうか。また、このように対象がごく少数という中で、機構としての採算はとれるのでしょうか。

→

この認証評価は大学間の比較を目的とするものではありませんが、大学間での判断に差が出ないように配慮するために、分野毎に評価委員会（半数以上の委員はすべての委員会に所属）を設置し、対象専門職大学（短期大学）の科目編成等の教育内容に関する評価を行う専門委員（最低2名）を評価委員会に加えることとしました。すべての委員会に所属する委員は、多様な分野から選出しました。さらに、分野間の調整が必要な場合の対応として、「連絡調整委員会」を設置します。このように、半数以上の委員が、すべての専門職大学（短期大学）を評価する体制となっており、1大学しかない分野においても評価結果の判断が極端に偏ることはないものと判断しています。

すでに提出した資料（添付資料3）のように、機構として採算が取れるものと判断しています。

- ・評価基準要綱に「判断は原則として専門職大学全体を単位として行いますが、領域によっては、専門職学士課程ごとの分析、整理も踏まえた上で、内容を満たしているか否かの判断を行います。」

(p.4)とありますが、機関別認証評価ではないので、制度の趣旨を超えており、貴機構が全学的に認定するという結果を付すことはできないのではないのでしょうか。また、専門職大学は機関別認証評価を受審することが義務付けられているため、別途、機関別認証評価を受けなければならないが、そのことをどう考えているのでしょうか。

仮に全学として認定する場合、複数ある専門職学士課程のうち、一つが基準に満たない場合、他の専門職学士課程も認定されないということになるのでしょうか。

貴機構が対象としていない分野の専門職学士課程と対象としている学士課程を置いている専門職大学の申請は受け付けるのでしょうか。

すでに貴機構から認定された専門職大学が新たに専門職学士課程を解説した場合にどのように対応するのでしょうか。

→

平成5年度実施が予定される専門職（短期）大学については、同じ分野で評価することになると思われます。そのため、評価基準要綱（p.4）のご指摘の文章は、「専門職学士課程ごとの分析・整理を積み上げます。」という趣旨で記述しました。したがって、仮に複数ある専門職学士課程のうち、一つが基準を満たさない場合には、評価報告書には、「A および B 専門職学士課程は基準を満たしているが、C 専門職学士課程は基準を満たしていない。」と理由を付して記述されます。機関別認証評価においては、この記述を参考に全学的な状況を判断することになります。

機構では、他分野についても分野別認証評価機関としての申請を計画しておりますが、現在、機構が対象としていない分野の専門職学士課程の評価は実施できません。また、認定された専門職大学が新たに専門職学士課程を開設した場合には、当該専門職学士課程の分野を判断して、申請を受け付けることが可能か否かを判断することとなります。

- ・役員会の構成(理事)に、いわゆる専修学校関係者は入っているが、大学及び専門職（短期）大学関係者が少なくはないでしょうか（合田理事のみ）。

→

役員会の構成（理事）のうち大学及び専門職（短期）大学関係者は、合田理事のみではなく、小林光俊（東京保健医療専門職大学 理事長）、山中祥弘（ハリウッド大学院大学 学長）、および川口昭彦（東京大学 名誉教授および大学改革支援・学位授与機構 名誉教授）の4名となります。現在、専門職短期大学関係者がおりませんので、次回の社員総会および理事会に提案する予定です。

【評価体制】

- ・ 評価委員等候補者資料のうち（添付資料9-2）、2名の意見申し立て審査委員が全分野を担当することになっていますが、この2名の委員だけで対応されるという理解でよろしいでしょうか。

→

意見申し立てのうち、専門職大学評価基準に「適合していない」との判断に対する意見申し立てがあった場合には、評価委員会の下に意見申し立て審査会を設け、審議を行います。評価委員等候補者資料（添付資料9-2）に示した2名の意見申し立て審査委員が全分野を担当することになり、2名の合議結果を踏まえて、評価委員会において最終的な決定を行います。

- ・ <動物ケア分野>評価対象校であるヤマザキ動物看護短期大学の設置法人の理事長が評価委員候補者に入っていますが、当該大学の認証評価の際には関与されないという理解でよろしいでしょうか。その場合、専門職「短期大学」の観点での審査を十分に行うに足りるという観点で、短期大学に十分精通されている候補者としてはどの方が該当されますでしょうか。

→

評価実施手引書（p.14）「自己の関係する専門職大学の範囲について」に基づき、ヤマザキ動物看護専門職短期大学の評価には関与しません。野田文香氏が、大学改革支援・学位授与機構において、短期大学出身者の学位授与事業に関与しておりますので、専門職短期大学の観点での審査が可能と考えています。もうひとりの候補者として、ファッションビジネス分野専門委員 布谷千春氏（学校法人杉野学園 理事、杉野学園ドレスメーカー学院 院長）に就任打診を行い内諾をいただいています。

- ・ 評価委員について、全分野の評価委員に当該分野を専門とする委

員がいるかどうかによるところ、分野によって当該分野を専門とする評価委員の数が大きく違う（リハビリテーション6名、ファッションビジネス2名、動物ケア3名）のはなぜでしょうか。基本的に当該分野を専門とする評価委員は最低何人必要と考えているでしょうか。

→

当該分野を専門とする評価委員は、基本的には2名を考えています。リハビリテーション分野は、対象専門職大学数が多いため6名をノミネートしました。

【評価基準】

- ・ <動物ケア分野> 国際的な質保証の動向を踏まえた評価を行うことが示されており（評価基準要領（添付資料 6-1）p3）、動物愛護は国際的に重要な観点ですが、評価基準要領（添付資料 6-1）p5の基準Ⅱ-1とⅡ-2では動物愛護教育についてどのような観点で国際標準の評価をすることになるでしょうか（基準Ⅱ-1）。

→

持続可能な開発目標 SDGs（Sustainable Development Goals）との関連が、国際的な質保証の動向と関係があります。SDGsは17のゴールから構成されていますが、これらの中で、「8 生きがいも経済成長も」関連では、拡大するペット関連市場として動物看護の専門知識と技術をもった人材の活躍の場の開拓があげられます。「11 住み続けられるまちづくりを」関連では、動物適正飼育のに関するアドバイザーとして地域の公衆衛生を守る人の育成があげられます。

また、対象専門職短期大学では、Australia Zooにおける動物飼育実習や海外研修等を通じた多文化共生社会における動物関連領域のあり方の理解を評価することになります。

- ・ 例えば、動物ケア分野の「基準Ⅳ-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること。」、「基準Ⅳ-5 財務および管理運営に関する内部統制・監査の体制が機能していること。」について、判断指針では、「基準Ⅳ-4では、専門職短期大学を運営するために職務をつかさどる教職員が、適切に役割分担し、その連携体制が確保され、教職員の管理運営に関する能力を向上させる取組（スタッフ・ディベロップメント等）が実施されているか否かを判断します。」、「基準Ⅳ-5では、財務および管理運営に関する内

部監査を含む内部統制・監査の体制が、整備され、機能しているか否かを判断します。」とのことですが、具体的にどのような要素をどのように評価して適否を判断されるということになるのでしょうか。

→

基準Ⅳ-4については、①管理運営のための組織の責任体制と事務組織の関係を確認できる資料、②管理運営に係る合議体に、教員と事務職員が構成員として参加していることを確認できる資料、③FDやSDの実施内容・方法および実施状況（参加状況を含む。）が確認できる資料等から判断します（自己評価実施要項 pp. 27-28）。提出資料に不足があれば、追加資料の提出を求めた上で、訪問調査時に一般教職員とのインタビューの結果から判断します。

基準Ⅳ-5については、①監事の監査内容（財務（会計）監査、業務監査）、方法および実施状況等を監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等から、②会計監査人の監査の内容・方法および実施状況等を監査計画書、監査報告書等から、③内部監査の内容・方法や実施状況等および内部監査の独立性（内部統制）が担保されていることを組織図または関係規定、内部監査報告書等から、それぞれ判断します。

- ・全般における質問と関連しますが、内部質保証や財務まで評価基準としている理由を伺います。

→

内部質保証は、教育研究活動等が絶えず組織内で自己点検・評価が実施され、諸活動の改善・向上につながっていることを評価するためのものであり、重要評価項目に指定されています。

今回の分野別認証評価が機関別認証評価に先立って実施されるために、財務に関しては、教育研究活動を支える財務基盤を確認するために評価基準としました。ただ、「領域Ⅳ 財務運営、管理運営および情報公開」の分析にあたり、学校教育法第百十条第二項に基づいて認証された評価機関による機関別認証評価において、領域Ⅳの各基準の内容が満たされている場合には、一定の条件のもとで機関別認証評価報告書をもって領域Ⅳの各基準の自己評価に代えることができると定めています（自己評価実施要項 p. 4）。

- ・領域Ⅰの学修成果については、例示されている指標は間接的評価指標ですが、直接的指標についてはどのようにお考えでしょうか。

困難とは思いますが、専門職の国際的通用性の点から伺います。

→

学生による授業評価、学修達成度に関するアンケート調査資料、学生の満足度に関する調査結果等は、間接的評価指標ですが、単位修得率、学位取得率、進級率、標準修業年限内および「標準修業年限 × 1.5」年内の卒業率、留年・休学・退学状況、成績評価の分布表、資格取得者数、各種コンペティション等の受賞状況等は、国際的にも通用する直接的指標と考えています。また、各科目の試験問題、採点基準および採点結果については、必要に応じて訪問調査時に確認します。

今回の評価では、学修者の自己省察能力を向上させるための学修ポートフォリオ作成の取組を評価したいと考えています。

【評価方法】

- ・ 自己評価実施要領（添付資料 6—2）の分析観点 I-2-3 で、卒業後の実績や成果、社会での活動は、在学中に学んだことに基づく成果を評価するという理解でよろしいでしょうか。

→

その通りです。もちろん、その境界部分の判断は難しいこともありますが、評価委員会において委員の合意に基づいて判断します。

- ・ <動物ケア分野> 自己評価実施要領（添付資料 6—2）P17 の分析観点 II-1-1 と II-2-1 で、動物愛護の精神に基づいての能力の育成を行っていることを具体的にはどのように評価することになるでしょうか。

→

動物の生から死に至るまでトータルに動物ケアを行う能力が育成されていること、社会のニーズに応じて産業界と飼い主を繋ぐ能力が養成されていることを教育課程の編成および実施内容から判断するとともに、訪問調査時の学生および卒業生の反応から判断します。

- ・ <動物ケア分野> 自己評価実施要領（添付資料 6—2）の P18 の分析観点 II-3-1 で、職業倫理の涵養をあげられていますが、動物倫理についてはどのようにお考えでしょうか。

→

ヒトと動物の豊かな共生社会として、例えば、ドッグウォーキングによる健康促進や高齢施設における動物介護活動、盲導犬や介護犬などの補助犬の教育研

究に取り組むための科目が段階的に学習できるように体系的に編成されていることを確認します。

- ・自己評価実施要領（添付資料 6—2）の基準Ⅱ-4 の臨地実務実習に関して、実習内容や成績評価について実習先と協議して共有すべきと思いますが、この協議を行っていることの確認はどのようにされるのでしょうか。実習の質向上を図っていることをどのように評価され、実習の担当者の指導力をどのように確保されるのでしょうか。

→

臨地実務実習先の決定方法（実習担当書を含めて）、実施状況や成績評価結果等が確認できる提出資料（協議記録や議事録）に基づいて判断します。実習担当者の指導力について、提出資料が不十分な場合には、追加資料を求めるとともに機構独自に担当者の実務経験や指導力を調査します。

- ・自己評価実施要領（添付資料 6—2）分析観点Ⅱ-5-1（リハビリのみⅡ-6-1）の分析内容の 1 番目で、授業の内容および方法等が設置基準の規定を満たしていることをあげていますが、当該大学・短期大学の特色を重視して卒業認定・学位授与方針や教育実施方針に則していることも必要ではないでしょうか。

→

基準Ⅱ-5 全体で、「卒業認定・学位授与方針および教育課程編成・実施方針に則して、」と記述されていますので、分析観点Ⅱ-5-1 では、冒頭の「授業科目の区分、内容および到達目標に応じて、」に含まれているものと考えます（自己評価実施要項 p. 20）。

- ・＜ファッションビジネス分野、動物ケア分野＞自己評価実施要領（添付資料 6—2）分析観点Ⅱ-5-2 の分析内容で、客員・外部講師の招請状況を確認する計画ですが、これにより実質的で具体的な教育上の工夫があることをどのように評価されるのでしょうか。

→

客員・外部講師のシラバスや履修案内等を確認します（自己評価実施要項 p. 20）。情報が不十分な場合には、追加資料あるいは訪問調査時に確認します。

- ・自己評価実施要領（添付資料 6—2）分析観点Ⅱ-6-2（リハビリの

みⅡ-7-2)で成績評価基準が学生に周知されることが述べられていますが、臨地実務実習は実習先ごとに成績評価法の作成を求めることになるのでしょうか。

→

基準Ⅱ-4において、実習内容や成績評価等に関して協議することになっていきますから、成績評価方法も協議されることとなります。したがって、それに基づいて成績評価が実施されていることが確認できれば、評価することは可能ですし、学生の成績評価基準を周知することも可能と考えます。

- ・自己評価実施要領（添付資料6-2）の分析観点VI-2-2で、入試の検証は確認されますが、結果を入学者先行の改善に役立てるといふ確認はどのようにされるのでしょうか。

→

分析観点VI-2-2において、学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善に反映させたことを示す具体的事例等（過去5年分）を根拠資料・データとして提出を求めていますので、これに基づいて確認します。

- ・自己評価実施要領（添付資料6-2）の基準Ⅶ-2の分析で、学生の状況分析はされますが、学生やステークホルダーから見た大学の状況の把握は必要ないでしょうか。

→

分析観点Ⅰ-2-2およびⅠ-2-4において、学生、卒業生、就職先等の関係者等からの調査結果等からの把握が可能と考えます。この分析結果を領域Ⅶ 内部質保証の判断の参考とすることができます。

- ・自己評価実施要領（添付資料6-2）分析観点Ⅶ-4-1で、「教員の担当する授業科目が、各教員の知識、能力、実績に応じて決定されることを確認」とありますが、授業科目は教育目的・方針に照らして必要な科目を設定し、教員はこれを担当するための知識と能力があるという考え方もあり得ませんかでしょうか。

→

教員一人一人の教育研究実績票が提出されます（自己評価実施要項 p.39）。この資料には、教員の担当科目、研究実績あるいは実務経験が記述されていますから、教員が授業を担当するための知識と能力を具備しているか否かの判断をします。

【組織及び財務状況】

- ・貸借対照表・財産目録：「長期借入金」について⇒以前のQAで、文科省受託事業にかかる資金が精算払いであることから、株式会社から借入れ、入金時に精算予定であるが、今後は短期借入金に計上するとの説明があった。株式会社からの資金につき、従前と同様の性格ですか。その場合、入金予定次期はいつですか。なぜ長期借入金ですか。又、株式会社からの資金の性格が変わったのであれば具体を教えてください。

→

現在の長期借入金 1,300 万円は、文部科学省受託事業が終了する今年度末に返却します。

- ・経理規程 19 条に、「小口現金による支払い」について規定していますが、「小口現金」そのものは、20 条に定めています。20 条が先行すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

→

ご指摘の通りです。至急、改訂します。

- ・経理規程第 21 条 (2) の現金の移動の都度実地の調査を行い」と規定していますが、現金の移動とはどのような状況を意味しているのですか。収支以外では預金への預入れ引出でしょうか。

→

預金の引出、預入、さらには現金の立替の精算も含まれます。

- ・評価対象とする学校種が徐々に増加しているが、事務局体制の増員やそのための経費についてはどのようになっているでしょうか。

→

啓発活動等を強めることで、会員数や評価の依頼数を増やし、さらには独自の収益事業も強めていくことで、収入を増やしていきたい。

【その他】

- ・分野別認証評価額について、別表 1 において基本費用には一学部の評価を含むとありますが、さらに、申請前年度に設置している学

部数に 20 万円を加算するとあります。一学部の場合には加算がなく基本費用の 200 万円ですが、二学部の場合は 40 万円、三学部の場合に 60 万円を加算するということですか。

→

基本費用 200 万円には、一学部の評価手数料が含まれています。したがって、二学部の場合は、200 万円（一学部含む）に 20 万円が加算されます。同様に、三学部の場合は、200 万円（一学部含む）に 40 万円（20 万円×二学部）が加算されます。

- ・ <動物ケア分野> 自己評価実施要領（添付資料 6-2）の P9 5 行目、「対象専門書短期---」は「対象専門職短期---」ですか。

→

ご指摘くださいますありがとうございます。自己評価実施要項 p.9 5 行目の「専門書短期大学---」の記載を、「専門職短期大学---」に修正いたします。